

平成24年度生活衛生関係営業対策事業費補助金
<全国センター・都道府県関係>
審査講評

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会

- 平成24年8月28日に開催された第11回「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）」において、平成24年度生活衛生関係営業対策事業費補助金(全国センター・都道府県関係)の194件の事業に係る審査を行った。
- 本補助金は、平成23年度より補助金交付の仕組みや効果測定の方法を取り入れるなど、大きな見直しが行われ、今回は2回目の事業実施にかかる審査である。
- 今回の事業計画では、昨年度の事業評価時に付した審査・評価の内容を踏まえた事業が計画されるなど、補助金のPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）、Action（反映））の確立に向けた進展が概ねみられた。
- ほとんどの事業において、事業効果の測定が可能となるよう成果目標を設定するなど、政策目的の達成状況が検証可能な事業として計画されており、行政刷新会議による事業仕分けの教訓を活かした形であると認められた。
- 以上を踏まえつつ、審査・評価会として全ての事業を採択することに異議はないが、公費を投じて事業実施を行うに当たっての改善点等が下記のように認められた。

なお、今回の審査・評価会では、事業の必要性・効率性・有効性といった視点のみならず、事業の実施プロセスまで見据えた検討を行い、事業を進めるに当たっての検討の視点や方向性を整理するなど、いわば「提言型」審査・評価会としての役割を果たしたものと考えている。
- ・ 計画された事業は、専門的知識・経験に基づく相談指導体制の整備を目的とした事業、情報収集・分析・発進力の強化を目的とした情報ネットワーク事業、後継者育成、消費者利益の擁護を目的とした消費者等コールセンター事業、政策提言や重要課題の調査など調査研究基盤の充実を目的とした事業など、全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。）及び都道府県生活衛生営業指導センターが積極的に取り組んでいるものであるが、事業に公費を原資とする補助金が投じられていることを鑑みれば、生活衛生関係営業の振興や衛生水準の向上に資する明確な目標を定め、事業成

果を高めていくことが求められる。

これらの事業については、審査コメントに課題や改善点の明確化を図り、改善の方向性を明示している。

事業計画者においては、審査コメントの内容を踏まえ、事業内容の課題や方向性等について検討し、必要に応じて事業内容の変更等を行い、今年度の交付申請に適切に反映させる必要がある。

- 健康・福祉対策推進事業の一環として行うイベント型の事業については、これらを一過性のものに終わらせず、当該事業を通じて何を継続していくべきか、事業終了後に事業の目的をどう発展的に展開していくべきかといった視点が求められる。

- 委員の中から、「相談指導事業について、人件費と事業費を切り離して適切性を審査することは合理性を欠くのではないか」、「情報化整備事業について、コンピュータシステムを各都道分単位で管理するのではなく、全国センターで一括して管理すべきでないか」、「消費者等コールセンター事業について、消費者団体や消費者庁と連携して苦情相談事案を収集・分析することが必要ではないか」、といった論点が提起された。

こうした論点については、今後の政策的課題として、別途、厚生労働省や生活衛生関係営業の振興に関する検討会等において、検討を行うことが求められる。

- 事業計画書の中には、目的と事業内容の記載が抽象的であり、事業内容の詳細な説明が不足しているもの、成果指標・活動指標が明確でない事業も見受けられた。

これらは、審査・評価会において基礎となるものであり、事業計画者には、可能な範囲で審査・評価に用いる資料に改善を加え、事業内容の明確化を図る必要がある。

- 事業計画書は、事業の成果を挙げ、消費者への適切な情報提供や安全・安心のできるサービス提供につながるよう、その成果が国民・社会に還元されるための努力や、事業の成果や意義についてわかりやすく整理し、説明していく姿勢が常に求められることも念頭に置く必要がある。

○ 各事業に対する審査コメントは審査結果一覧のとおりである。

審査・評価会として統一した見解を示すものであるが、相互に異なる見解に見えるコメントも含まれている。それは、事業について効果を認めつつ、更なる効率性の向上を求める趣旨であると受け止めていただければ幸いである。